

鳥羽市全員協議会会議録

令和8年3月23日

○出席議員（13名）

1番	倉田正義	2番	五十嵐ちひろ
3番	世古雅人	4番	山本欽久
5番	瀬崎伸一	6番	南川則之
7番	濱口正久	8番	河村孝
9番	戸上健	10番	木下順一
11番	坂倉広子	12番	尾崎幹
13番	世古安秀		

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・岡本企画財政課長、斎藤副参事、濱崎室長、木下係員
- ・村山定期船課長、西根課長補佐

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長 佐々木 真紀

議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

(午前11時08分 再開)

○河村 孝議長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから全員協議会を再開いたします。

本日の案件につきましては、ドライブに共有してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、執行部報告事項①、鳥羽市地域公共交通計画の策定について、担当課の説明を求めます。

企画財政課長。

○岡本企画財政課長 企画財政課、岡本です。よろしくお願いします。

本日は貴重なお時間をいただき、全員協議会を開催していただきましてありがとうございます。

今回は第2次鳥羽市地域公共交通計画の策定ということで、事前に資料1の概要版、第2次鳥羽市地域公共交通計画の策定についてというのと、資料2、計画の原案の2種類を提出させていただいております。

では、資料1の概要版でご説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最初のところスライドの3と4になりますけども、そちらのほうでお示しをさせていただいております今回の地域公共交通計画の案につきましても、パブリックコメントを実施させていただきます。

内容といたしましては、計画案に対する意見の募集期間として、明日の3月24日火曜日から4月21日火曜日までを予定しております。

計画案の閲覧場所といたしましては、市のホームページのほか、掲載をさせていただいている市の施設となっております。

意見が提出できる方は、一番の市内に住所を有している、以下(5)までに当てはまる方とさせていただきます。

意見の提出方法は、オンラインフォームの活用、担当部署への郵送などとさせていただきます。

留意事項といたしましては、いただいたご意見、事情等によってはその全部または一部の公表を差し控えさせていただくことがあること、ご意見についての個別の回答は行わないなどを明記させていただいております。

以上、パブリックコメントの実施方法の説明とさせていただきますけども、これからは斎藤副参事から第2次鳥羽市地域公共交通計画案の概要説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○河村 孝議長 企画財政課副参事。

○斎藤副参事 企画財政課、斎藤です。引き続きよろしくお願いいたします。

私からは計画の全体的な概要のほうをご説明させていただきます。

お送りさせていただいた資料の6ページまでお進みください。

本計画の根拠となる地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における関係部分の抜粋となるものです。

第5条では、地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならないというふうになっております。

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する計画に基づく法定計画であり、本市の公共交通ネットワークを将来にわたって維持、確保するためのマスタープランとなるものでございます。また、国からの地域公

公共交通確保維持改善事業といった財政支援を受けるための必須要件となる行政計画でございます。地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針のほか、目標を達成するための事業やその主体、立地適正化や観光振興等の政策との連携について記載することが求められます。

7ページをご覧ください。

新計画の策定目的などがございます。

本市を取り巻く公共交通の環境は、人口減少や少子高齢化に伴う運賃収入の減少に加え、近年の燃料費の高騰、さらには全国的な課題である運転手や船員といった担い手不足により極めて厳しい状況に直面しております。こうした背景を踏まえ、地域の関係者の連携と協働を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的に、総合計画や立地適正化計画、観光基本計画等と連動して策定するものでございます。

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

8ページをご覧ください。

計画策定にあたっての方針でございます。

左上の新計画の大枠・ビジョンについてですが、法に基づく計画として必要事項を記載した上で、国庫補助金の適用可能性を考慮することを前提に、総合計画や立地適正化計画等の関係計画と連携しながら、現行計画の内容に加えて、公共交通を取り巻く新たな課題や取り組みを含める計画とすることを意識しております。その上で、同じく計画を進めている総合計画や立地適正化計画、観光基本計画、鳥羽駅周辺エリア2040将来ビジョンといった連携を図りました。

右上に行っていただき、新計画の策定ポイントといたしましては、（1）政策的整合性、（2）経済合理性、（3）持続可能性、（4）柔軟性であります。

9ページをご覧ください。

こちらは策定スケジュールでございます。

令和7年度の5月、現況整理から地域公共交通会議や市内での協議、関係者へのヒアリング調査、市民へのアンケート調査等を踏まえて策定を進めてまいりました。今回の案は、スケジュール上段、2月のところにある会議③の地域公共交通会議で承認を得た計画案をベースにお示ししているものでございます。今後はパブリックコメントを経て6月の地域公共交通会議で決定するスケジュールとなっております。

10ページをご覧ください。

交通計画の施策体系でございます。

法に求める記載事項を押さえながら、基本理念、基本方針、目標、目標達成するための施策事業の大きく4つの構成としております。

基本理念と方針についてご説明します。

基本理念は、市民生活と観光が調和し、快適に過ごせるまち『とば』～公共施設や居住地の再編と連動し、多様な人材に支えられた、効率的かつ強靱な交通ネットワークの構築～としており、この理念を推進するため、基本的な方針として、公共施設・居住地再編と連携した交通ネットワークの再構築、広域的な連携による交通機能の強化と規模の適正化、多様なニーズに対応したDXと共助の推進と人材確保の3つを掲げました。

本市の人口は減少傾向にあり、医療や福祉、商業などの都市機能施設も徐々に集約されつつあります。こう

したまちの構造変化に対応するため、本計画は市のまちづくり方針と連動させております。持続可能な交通体系を進める上では、観光客の利活用を促すことが重要であり、今般の計画では、市民生活とのバランスをとりながら観光需要を取り入れることに主眼を置いております。合わせて第6次総合計画が掲げる将来像を実現するための交通網の構築をはじめ、鳥羽市立地適正化計画が目指す居住都市機能の誘導区域を公共交通でつなぐネットワークの再編を基本方針としております。

また、鳥羽駅周辺エリア将来ビジョンとも歩調を合わせ、鳥羽駅を単なる乗り換え地点ではなく、まちの玄関口として、交通結節点として再編していく方針を盛り込んでおり、交通とまちづくりを一体的に進めることを方針に盛り込みました。

続けて、この目指すべき姿を実現するため、4つの基本目標とその施策を設定しております。

順にご説明いたします。

1つ目の目標は、既存の資源を最大限に活用する効率的なサービス提供です。

路線の利用状況に応じたダイヤの見直しや、基幹バスと支線バスの役割分担の明確化を行います。さらにかもめバスなどの一般乗り合い旅客自動車だけでなく、健康福祉課が運行する福祉バスや、教育委員会のスクールバス等を含めた一体的な交通体系の整備を進め、市全体の車両を有効に活用する仕組みづくりを検討してまいります。

2つ目の目標は、本計画の喫緊の課題である担い手不足解消です。

交通事業者の経営努力のみでは、人材確保が困難な状況にあることから、行政と事業者が連携し、船員やドライバーの就労環境の整備を進めます。具体的には、労働環境の改善や資格取得支援、また、外国人ドライバーの採用可能性の検討など、人材確保に向けた多角的な支援施策を展開いたします。合わせて、船員の離職率等の指標を設け、進捗を客観的に管理します。

3つ目の目標は、広域連携と交通結節機能の機能強化です。伊勢市や志摩市といった定住自立圏での近隣市町との連携強化を図ります。また、鳥羽駅前やバスターミナルの再編を通じて、路線バスやタクシー乗り場を集約し、定期船乗り場へのアクセス性を高める交通結節点の機能強化を進めます。同時に、駅周辺の渋滞緩和に向けた駐車場の適正配置の検討や、日本版ライドシェア、デマンド交通、シェアサイクルの導入検討など、ハード・ソフト両面からの利便性向上を図ります。

最後の目標は、多様なニーズへの対応と有事への備えです。

利用者の利便性向上に向け、交通系ICカードやクレジットカード等のタッチ決済の推進及び交通情報のオープンデータ化といった、DX施策の推進を進めます。さらに、市民の安心・安全を確保するため、離島の救急搬送体制の検討を重点施策として位置付けました。有事の際のフローチャートの明確化や、離島救急患者搬送船モデル事業の運用を通じ、緊急時の陸上及び介助移動手段の確保に努めてまいります。

続けて11ページをご覧ください。

目標ごとのKPIと評価方法についてです。

現行計画の指標をベースに議論を踏まえ、目標ごとにKPIを設定しています。特に、目標3の全人口に対する地域内の鉄道、駅及びバス停の徒歩圏人口カバー率や、都市計画区域内人口に対する都市計画区域内の鉄道駅及び機関バス停の徒歩圏人口カバー率については、立地適正化計画に掲げる指標とリンクさせており、ま

ちづくりと交通施策の相互で補完できる関係を構築しています。

これらの施設指標については、地域公共交通会議において、PDCAをまわしながら交通施策の進捗を図っていくよう位置付けています。

12ページ、13ページは参考資料となっております。

12ページでは、先ほど申し上げたこれまでの検討経緯やスケジュール、13ページでは、地域公共交通会議の委員の一覧をまとめております。

冒頭でも申し上げましたとおり、本日の全員協議会の説明を経まして、明日から、3月24日から4月21日までの期間においてパブリックコメントによる市民の意見募集を実施いたします。その後、皆様から寄せられた意見に対し、市の考え方を整理した上で、必要に応じて計画案を修正し、令和8年6月ごろに開催を予定しております地域公共交通会議全体会におきまして最終案をお諮りし、成案として決定、公表する予定となっております。

以上が第2次鳥羽市地域公共交通計画案の概要説明となります。

○河村 孝議長 説明は終わりました。

この件につきましてご意見、ご質疑はございませんか。

濱口議員。

○濱口正久議員 すみません、ちょっと最初に言っていたところで、今回パブコメをするにあたって、個別の回答はしないというふうに関心はありますが、そうであるならばその理由を教えてください。

○河村 孝議長 企画経営室長。

○濱崎室長 企画経営室の濱崎です。よろしくお願いします。

個別に回答しないというのは、すべてのパブコメ、これまで幾つかの計画を行ってきたんですけども、いただいた回答に対して全体でホームページ等で公表で回答に代えさせていただくことはするんですけども、個々の質問に対してそれは個別にという意味での説明ということです。

以上です。

○濱口正久議員 了解しました。

○河村 孝議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝議長 濱口議員。

○濱口正久議員 普通にホームページで回答していただくということは、ありがとうございます。

今回の、せっかくここまでLOGOフォームのQRコードもあってわかりやすくしていただいている、これって市のLINEとかでは載せる予定とかあるんでしょうか。案内とか。

○河村 孝議長 木下係員。

○木下係員 企画経営室の木下でございます。

パブリックコメントを明日からさせていただくんですけど、必要に応じてLINE等で周知をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○河村 孝議長 他にございませんか。

戸上議員。

○戸上 健議員 1点お聞きします。

11ページの目標と評価方法、全部で17項目あるんですけども、そのうち12項目が現行値、令和6年度、それから目標値、令和13年度、全く同じなんですけれども、この令和13年度の目標値っていうのは、パブリックコメントなんか、今後の協議を含めて変えていくんでしょうか。

今一応目標値として、現行の目標値、令和6年度の目標値をそのまま置いてあるという理解でよろしいんでしょうか。

○河村 孝議長 木下係員。

○木下係員 ありがとうございます。

現行の数字で置いているものは、基本的には人口減少や利用者の減少ということを前提に現状維持ということを目標させていただいております、それを地域公共会議等で置き直しをさせていただいたというようなどころでございます。

パブリックコメントのご意見を踏まえながら必要に応じて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○戸上 健議員 了解です。

○河村 孝議長 他にございませんか。

よろしいですね。

ないようでございますので、この件は終了いたします。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○河村 孝議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて協議事項2、議会協議事項①、鳥羽市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正についてであります。

それでは、事務局に説明をさせます。

事務局長。

○佐々木事務局長 議会事務局から鳥羽市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正についてご説明させていただきます。

共有させていただいております資料1と新旧対照表をあわせてご覧ください。

今回、2種類の改正がございます。

1点目は、写しの交付を要する費用の見直し等に伴う改正です。

本改正については、執行部において職員の事務負担の軽減や簡素化の観点から見直しが議論されたものです。

個人情報の開示に係る写しの交付及び送付に要する費用について、実態に即した額に見直しを行い、少額費用の徴収を不要とする取り扱いを定めることによって、事務負担の軽減と効率化を図るための所要の改正を行

うものです。

執行部の鳥羽市情報公開条例施行規則及び鳥羽市個人情報の保護に関する法律等の施行規則についての一部改正に合わせて、議会としても同様の規定のある本規定の一部を改正するものです。

主な改正内容は、写しの交付に要する費用の見直しです。

カラー印刷に係る単価について現行の金額を引き下げ、実費水準に則した額に改定いたします。現行1枚当たり100円から40円に見直しを行います。

次に、少額の場合の費用弁償の免除です。

写しの交付に要する費用及び写しの送付に要する費用の合計額が一定額未満（200円）となる場合には、当該費用を徴収しないこととする規定を新設し、事務の簡素化を図るものです。

次に、2つ目といたしましては、住民基本台帳カードの有効期限に伴う改正となります。

住民基本台帳カードは個人番号カードとみなされ、本人確認書類として使用可能でありましたが、平成27年12月28日をもって、住民基本カードの新規交付、再交付及び更新が終了いたしました。そのため、住民基本台帳カードの有効期限が令和7年12月28日となるため、鳥羽市議会個人情報保護条例施行規程の第2号様式、第13号様式、第20号様式につきまして、改正を行うものです。

共有しております各様式をご覧ください。

改正し、削除する箇所は赤字部分となります。この規定についても、執行部の関連規則も同様の改正を行います。

説明させていただきました改正施行日は、すべて令和8年4月1日となります。

以上が鳥羽市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正についての説明となります。

○河村 孝議長 説明は終わりました。

この件につきましてご意見、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○河村 孝議長 ないようですので、これをもちまして全員協議会を散会いたします。

（午前11時31分 散会）

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和8年3月23日

鳥羽市議会議長 河 村 孝